



いよいよ1月から、マイナンバーの利用がスタート

昨年11月上旬から順次「通知カード」を各世帯に配達してきました。1月からは、市役所の一部手続で、申請書や届出書などに12桁の個人番号(法人は13桁の法人番号)を記入していただく場合があります。

○手続きの例

医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、税の手続など、法律で定められた事務に限り、マイナンバーが利用されます。

	主 な 内 容	担 当 課	
国民健康保険	資格取得・喪失の届出、療養費の支給の申請など	保険医療課	☎65-6512
福祉医療			
後期高齢者医療			
税関係	税に関する申請など(住民税申告書は平成29年1月以降)	税務課	☎65-6508
生活保護	生活保護の申請	社会福祉課	☎65-6519
しょうがい福祉	各種サービスの申請など	しょうがい福祉課	☎65-6518
児童(扶養)手当	児童手当や児童扶養手当の認定請求など	子育て支援課	☎65-6514

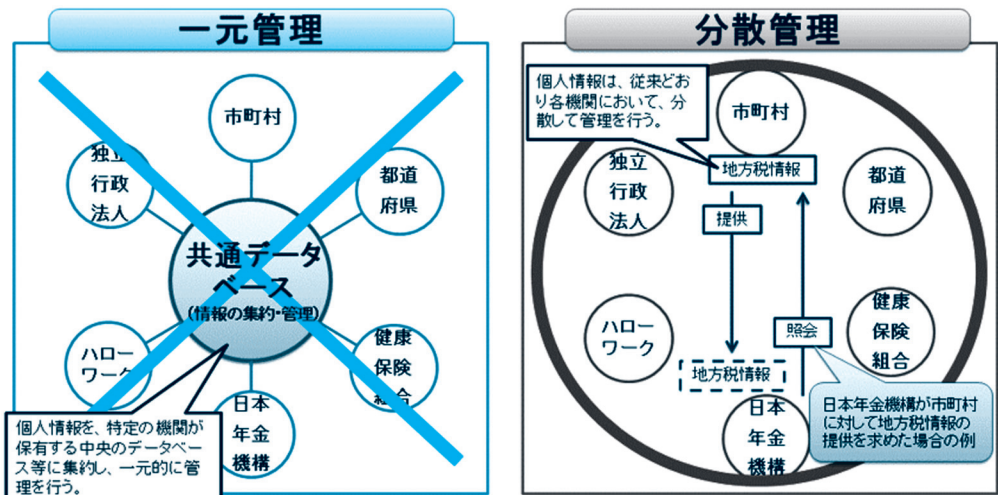
※その他の手続にも記入が必要な場合があります。

※民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

マイナンバーはどのように管理されるの？

マイナンバー制度の導入により、情報を「一元管理」するようなことは一切ありません。
例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は市役所に、年金に関する情報は年金事務所になど、これまでどおり情報は分散して管理されます。

また、役所間で情報をやり取りする際は、マイナンバーではなく役所ごとに異なる符号を用いますので、例えば1か所で漏えいがあったとしても、個人情報thatが芋づる式に抜き出せない仕組みとなっています。



マイナンバーを利用する手続が始まると、どのように変わるの？

●本人確認

市役所など行政機関の手続では「本人確認」を求める場合がありますが、その際、従来の運転免許証やパスポートなど公的機関が発行した顔写真付きのものに加え、「個人番号カード」も利用できるようになりました。

●番号確認

番号確認のため書類の提示を求められた際は、「個人番号カード」、または次のどちらかをお持ちください。
○通知カード
○マイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書

◎事業者の皆さんへ

従業員等からマイナンバーを収集する際は、なりすましを防止するために本人確認を行うことが決められています。

- (1) マイナンバーの確認と身分証を兼ねた「個人番号カード」1種類を確認
- (2) 通知カードと身分証の2種類を確認
- (3) マイナンバーが記載された住民票と身分証の2種類を確認

「個人番号カード」を申請した人へ
「個人番号カード」は予約制により交付します

「個人番号カード」を申請した人には、1月下旬以降、「交付通知書」を順次郵送します。「交付通知書」では、受取方法などについてお知らせしていますので、予約システムまたは下記ダイヤルにより予約いただき、「交付通知書」に記載のある交付窓口へお越しください。

※持ち物や予約方法など、詳しくは「交付通知書」でご確認ください。また、交付のご案内までに相当日数がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約・問合せ 長浜市マイナンバーダイヤル(☎0570-066-511)

マイナンバー制度について
詳しく知りたいとき

●内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度ホームページ

「マイナンバー」で検索
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>)

●マイナンバーコールセンター(通話無料)
☎0120-95-0178

(平日9時30分～22時、土日祝日9時30分～17時30分) ※年末年始を除く。

マイナンバー詐欺にご注意！

マイナンバー制度の導入に伴い、「個人情報聞きだそうとする不審な電話がかかってきた」などという相談が、国民生活センターや全国消費生活窓口に寄せられています。

- ◆国や県、市の職員が、電話でマイナンバーを聞き出したり、マイナンバーに関連して個人情報を確認したりすることはありません。
- ◆不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- ◆メールは信頼できる差出人以外のものは、開かないようにしましょう。

少しでも不審に思ったら、市消費生活相談窓口(☎65-6567)または警察相談専用ダイヤル「#9110」にご連絡ください。